令和４年度

学校いじめ防止基本方針

安来市立赤屋小学校

＜目　　次＞

１　私たちは「いじめ」をこのように考えます

〇いじめ問題についての基本的な認識　P.2

〇いじめを理解する　P.3

〇教職員のいじめに対する基本姿勢　P.4

２【いじめ防止】　いじめ防止の取組　年間計画　P.5

３【未然防止・早期発見】いじめは　このように防止・発見します　P.6

４【いじめ対応・措置】もし　いじめが起こったら…　P.7

５【いじめ対応・措置】レベル②③の対応はこのようにします P.8

６【いじめ対応・措置】レベル④⑤（重大ないじめ事案）の対応は　このようにします　P.9

いじめ防止対策推進法より

（学校いじめ防止基本方針）

第 13 条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第 22 条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織をおくものとする。

１　私たちは「いじめ」をこのように考えます

いじめは、人として決して許されない行為です。しかし、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得るものです。そこで、学校、教育委員会、家庭、地域が一体となって、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならないと考えます。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、いじめの防止等に関する組織（以下「学校いじめ対策組織」という）を中心として、学校全体で取組を進めます。とりわけ、「いじめを生まない風土づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められていると受け止めています。

いじめの定義

児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍してる等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ問題についての基本的な認識

① いじめはどの子どもにも、どの学級にも、どの学校にも起こりうる。
② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③ いじめは大人には気づきにくいところで行なわれることが多く発見しにくい。
④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要の刑罰法規に接触する。
⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦ 教師はいじめに容易に巻き込まれやすい。
（教師の醸し出す雰囲気や態度が大きな影響を与える。）
⑧ いじめは発達期の子どもの心に甚大な影響を及ぼす。
⑨ いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
⑩ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめの特徴

○ いじめは同じ学級で頻出することが多い。
○ 一度いじめられたらしつこいいじめが進行する
○ 「被害者―加害者」との関係が比較的近い。
○ 学年が上がるにつれて「傍観者」が増え続け、「仲裁者」が減り続ける。

いじめを理解する

（１）いじめをとらえる視点

いじめられる側が精神的・身体的苦痛を感じているかどうかで、いじめを認知していきます。

また、いじめは本質的に、力のある者が自分より弱い者に対して心理的・物理的に攻撃をするものであり、攻撃が一過性でなく反復継続して行なわれます。

そのために、いじめられる児童は訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねません。

（２）いじめの構造

いじめられる児童は、他者との関係を断ち切られ、絶望的な心理に追い込まれていきます。そこには、一人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいます。

日本のいじめの多くが、同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを容認しない雰囲気をつくり、「傍観者」の中から「仲裁者」が現れるような学級経営をしなければならないと考えます。

（３）いじめる心理

いじめの背景にはいじめる側の心理があり、それを読み取ることも重要です。不安や葛藤、劣等感、欲求不満等が潜んでいることが少なくありません。どう対応すべきかの方向性が見いだせるだけでなく、その視点から児童の生活を見ることで、いじめの未然防止にもつながると考えます。

＜いじめの衝動を発生させる原因＞

① 心理的ストレス
（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）

② 集団内の異質な者への嫌悪感情
（凝集性が過度に高まった学級集団等において、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）

③ ねたみや嫉妬感情

④ 遊び感覚やふざけ意識

⑤ いじめの被害者となることへの回避感情　など

教職員のいじめに対する基本姿勢　　～教職員としてなすべきこと～

予防・未然防止

○　心の居場所づくりに努める。
○　特別教室や掲示板など環境面も気にかける。
○　一人一人の心の理解に努める。
○　いじめは許さないという学級風土をつくる。
○　わかる授業・「自信」と「やる気」を引き出す授業に努める。
○　個性を認め合う学級経営に努める。
○　子ども達の集団づくり、地域活動への参加の推進。
○　児童・保護者・地域等に、学校いじめ対策組織の周知を図り、保護者・地域との連携、情報提供及び情報共有をする。（PTA、こども園、学童、他）

早期発見・早期対応

○　いじめを見抜く感性を磨き、子どもの変化に敏感になる。
○　不安や悩みを受容する姿勢をもつ。
○　いつでも、誰にでも相談できる体制づくりをしておく。
○　子どもや保護者からの声に誠実に応える。
○　客観的な資料を活用し，潜在的ないじめの早期発見を目指す。
○　学校いじめ対策組織を日常的に機能させ、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定める。
○　好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等、「いじめ」という言葉を使わず指導する場合においても、学校いじめ対策組織への情報共有を行う。

組織的対応

○　いじめを受けた子どもを最後まで守りぬく。
○　子どもの自尊心を傷つけない、偏見を招かない指導・注意をする。
○　学校いじめ対策組織を中心に、教師間で連携・協力して問題解決にあたる。
○　関連機関との連携を密にしていく。

さいあくのことを考えて
しんちょうに
すばやく
せいいをもって
そしきてきな対応で

２　赤屋小いじめ防止のための取組年間計画

月	いじめ防止	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	○「いじめ対策基本方針」の確認 ○校内服務研修 ○学校いじめ対策組織の周知（全校朝礼・ＰＴＡ総会）	○学級びらき ○1 年生を迎える会	○身体測定	○授業公開・PTA 総会・学級懇談 家庭訪問
5		○安来市小学校陸上大会 ○体力テスト		
6		○親子運動会	○アンケート QU ○教育相談週間	親子運動会 こ小連絡会
7	○学期末の評価			○授業公開・学級懇談 ○学校評議員会
8	○校内服務研修（いじめ・不登校）			
9	○校内人権・同和教育研修（いじめ・不登校）	○校内人権集会	○身体測定	○授業公開（人権・同和教育）
10		○安来市小中学校 連合音楽会		
11	○同和問題学習校内研修 ○児童アンケートに学校いじめ対策組織の認知の考え方を入れる。	○赤屋地区文化祭 ○学習発表会 ○開校５０周年記念事業	○児童アンケート ○アンケート QU ○教育相談週間	
12	○学期末の評価			○保護者アンケート
1	○いじめの情報共有や組織的な対応も入れた学校評価（児童・保護者・自己評価）			○授業公開（性に関する指導）PTA 研修会 ○学校評議員会（学校関係者評価）
2		○なわとび検定大会		
3	○学校関係者評価の結果検証→「基本方針」の見直し	○6 年生を送る会		
通年	○評価システムを活用した取組	○縦割り班活動の充実 ○読書活動の充実（読み聞かせ、親子読書、学校司書との連携） ○生活目標の取組（ふるまい向上） ○自治的・主体的な委員会活動、クラブ活動	○子どもを語る会（生徒指導職員会議） ○SC の相談	○学校評議員ほか地域への授業公開、諸行事の案内

《各学級》わかる・楽しい授業づくり、授業を通した学習集団づくり、道徳教育・人権・同和教育の充実

＊いじめ事案が発生した場合は、対応マニュアルを基本に、共通理解を図りながら迅速に対応していく。

３　【未然防止・早期発見】いじめは　このように防止します

すべての児童にとって「心の居場所」のある学校・学級づくり

児童との信頼関係の構築

一人一人を生かす授業づくり

『居場所づくり』『絆づくり』

・学級集団づくり　　・縦割り班活動
・わかる授業づくり
・個別の支援
・長期欠席児童への対応

児童の主体的な取り組みの育成・推進

『風土づくり』

人権教育・道徳教育の取り組み
・人権集会（人権標語、学びの発信）
・人権教育授業公開

保護者・地域との連携
・授業公開日、懇談会、日常の情報交換
・ＰＴＡ研修会（講演会など）
・ふるさとの　人・もの・ことの活用

校内研修（生徒指導、特別支援、人権教育、Ｑ－Ｕ）
子どもを語る会（年４回）

教職員の人権意識

教職員の児童観

一人一人が存在感をもつことができる
学級経営

いじめアンケート実施
アンケートＱ－Ｕ（年２回）
教育相談週間（年２回）
相談窓口（養護教諭）の周知
学級経営のふり返り（年３回）

日常観察

個人
服装　顔色　笑顔
元気さ　体の不調
行動

学級
悪口　冷やかす
陰口　はやしたてる
無視　物がなくなる
集団から孤立

学校
閉鎖的な小集団
日記・生活ノート
他教員の情報

４ 【いじめ対応】もし　いじめが起こったら・・・

1日目に対応する

本人からの申し出　他児童からの情報
保護者からの訴え，地域からの情報等

↓

学校いじめ対策組織

校長　教頭　生徒指導主任　担任　養護教諭　（スクールカウンセラー）

※報告は、個人ではなく、学校いじめ対策組織が受けることとする。

※情報連絡は迅速に行い，その日のうちに次の◎をする

◎被害者の気持ちに寄り添う

子どもや保護者からの訴えを真摯に傾聴

いじめられている子どもの立場に立った親身な対応

「あなたを全力で守る，お子さんを全力で守る」決意とメッセージを伝える。

◎加害者の気持ちも配慮する

○気持ちを十分聴く。

○いじめの行為やそのときの気持ちを受容的に聴く。（理詰めで追い詰めることは避ける）

○気持ちを十分聴く中で自らの行為の不当性に気づかせ，よい方向に導く

◎いじめの深度レベルを確認する

■把握したい事実関係（5W1H）

①いつ頃からか
②誰がどんな行為をしたか
③そのときどう感じたか
④今どう思っているか
⑤周りの子ども達の様子はどうか

■被害者への基本スタンス

○先入観をもたずに聞き，勝手な解釈や批判はしない。
○性急に聞き出そうとせず，発言をじっくり待つ。
○保健室や相談室など危機を回避できる時間・場所を提供する。
○その子との関係が良好な教師が対応する。

いじめの深度レベル	対応
レベル① 1対1の比較的軽度な言葉によるからかい，無視等	偶発，単発，一時的，継続していない場合は，以下の対応を行う。 その場で，からかい，無視等が許されない行為であることを，毅然として指導する。 ※教職員の何気ない一言，かすかなうなずき，黙って聞き流す等の言動，態度が，いじめを助長したり，許容したりすることがある。 ※指導のポイント ○行為をしたか，しないかの一点を明確にする。 ○クラス全員を味方につけつつ指導する。
※言葉によるからかい、言葉によるいじめ、仲間外し、無視等は、インターネットを介したものも含む	
レベル② 数名の軽度な言葉によるいじめ，仲間外し，無視。 レベル③ レベル②が継続　蹴る，叩く，足をかける，物かくし等，精神的苦痛を伴う実害。	レベル②③の対応表（P8）に従って行動。
レベル④ 長期間の集団無視，強要，ぬれぎぬ，服を脱がせる等の重度の実害発生。いじめによる不登校。転校を保護者や本人が検討。 レベル⑤ 自殺を図る。万引き強要。けがを伴う暴力。恐喝，窃盗，性的悪戯，PTSD。	レベル④⑤の対応表（P9）に従って行動。
	※レベル2以上は、市教委へ連絡

５　【いじめ対応】レベル②③の対応は　このようにします

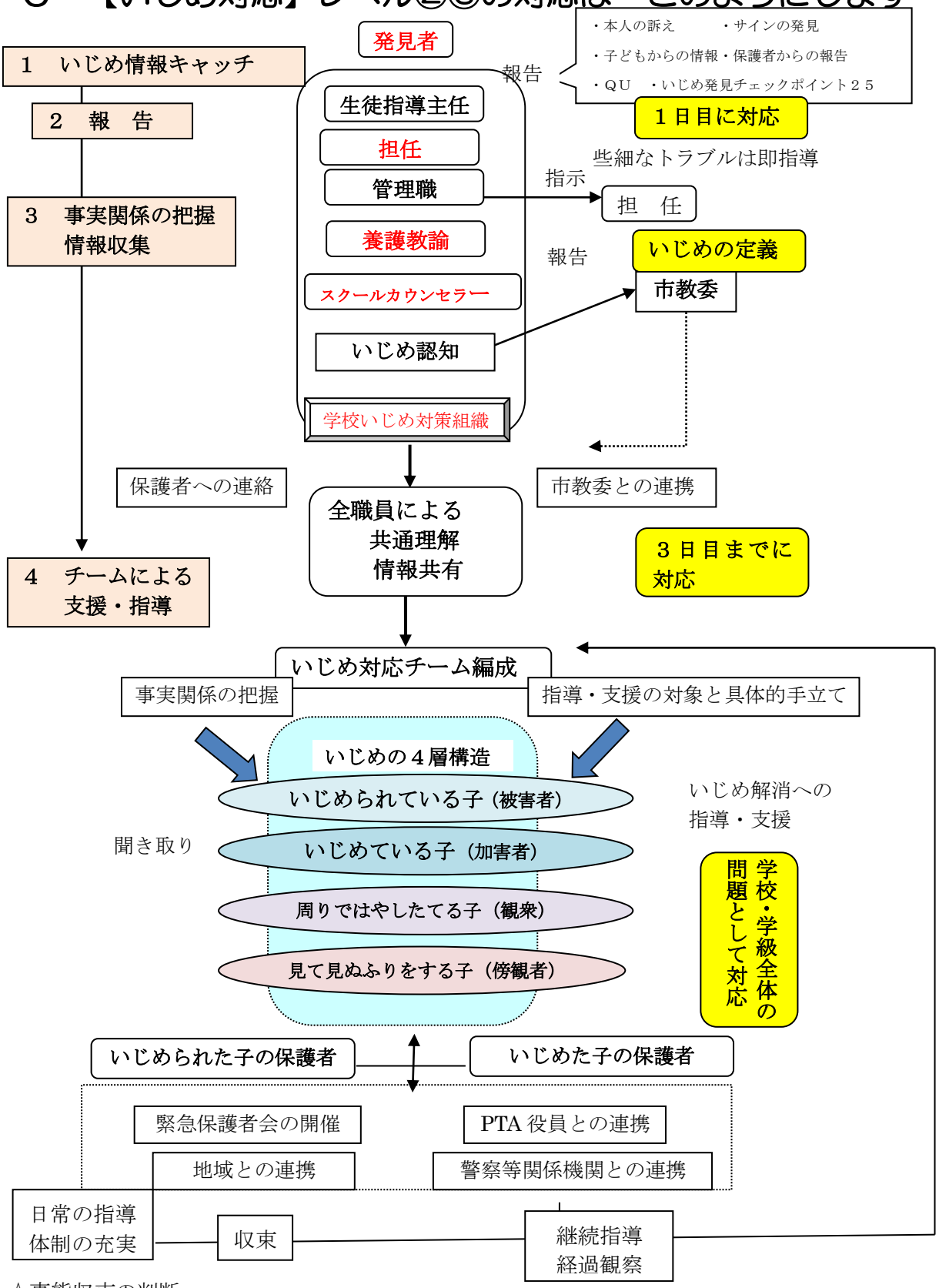

☆事態収束の判断

被害児童がいじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好になっている。
しかし、継続指導は必要で、再発の芽を摘むことが必要。

６【いじめ対応】レベル④⑤（重大ないじめ事案）の対応はこのようにします

重大ないじめ事案（重大事態）

＜重大事態＞（28 条１項）
（１） いじめにより、児童生徒の**生命、心身又は財産に重大な被害**が生じた疑いがあるとき
（２） いじめにより、児童生徒が**相当の期間学校を欠席**することを余儀なくされているとき

緊急対応会議招集　　報告義務（23 条）　　緊急対応本部設置

赤屋小学校（学校いじめ対策組織）　⇄　安来市教委（緊急対応チーム）

指導・支援・指示・調査（24 条）

相　談　⇩　　⇩　報　告

警　察
井尻駐在所

いじめ対応チームの編成
＜サポートチーム＞
学校・ＳＣ・市教委・関係機関
ＰＴＡ役員・地域関係者　等

島根県教委（いじめ等対応アドバイザー）

情報提供（28 条）　　チームでの状況確認と対応方針の確認　　組織編成（28 条）

被害児童生徒
保護者

事実関係把握のための調査等の実施　　調査の実施（28 条）

迅速な対応　　いじめ事案対応の基本方針　　組織的な対応

サポートチームによる指導・支援の展開
（いじめの４層構造対応）

チーム対応　　外部対応

いじめられている子（被害者）
いじめている子（加害者）
周りではやしたてている子（観衆）
見て見ぬふりをしている子（傍観者）

学級指導　　全体指導

被害児童生徒の保護者 ⇔ 加害児童生徒の保護者

緊急保護者会の開催
PTA 役員との連携
警察等関係機関との連携
家庭との連携
いじめ等対応アドバイザーの活用（県教委）

地域との連携
・赤屋交流センター長
・主任児童委員
・民生児童委員
・学校評議員会